

令和 7 年 4 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和 7 年 4 月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和 7 年 4 月 23 日（水） 午後 4 時 00 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認
3 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 13 号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第 14 号 令和 7 年度学校運営協議会委員の任命について

議案第 15 号 令和 7 年度長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議案第 16 号 長浜市図書館協議会委員の委嘱または任命について

日程第 5 協議・報告事項

日程第 6 その他

3. 閉 会

次回定例会 令和 7 年 5 月 21 日（水） 14 時 30 分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第 13 号

件 名：長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

第 1 提出理由

令和 7 年 4 月 1 日施行、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部を改正する政令及び長浜市事務決裁規程（平成 18 年 2 月 13 日訓令第 3 号）の一部改正に伴い、長浜市教育委員会事務処理規程（平成 23 年長浜市教育委員会訓令第 1 号）の一部を改正するもの。

第 2 要点

- 1 地方自治法施行令の一部を改正する政令において、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から踏まえ少額随意契約の基準額が引き上げられたため、所要の改正をおこなう。
- 2 長浜市事務決裁規程の一部改正において「別表第 1 事務分掌（11）所掌事務に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。」が改正されたため、所要の改正をおこなう。

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

長浜市教育委員会事務処理規程の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

(11) 所掌事務に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。	1 公有財産の取得又は売却の決定	1,000 万円以内	800 万円未満	300 万円未満		財政課長	
	2 財産の無償による取得及び借受けの決定		○			財政課長	
	3 登記の嘱託の決定			○			
	4 行政財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）			○		財政課長	重要な案件は部長専決
	5 行政財産の用途廃止及び	○				総務部長 財政課長	

	用途変更の決定						
	6 公の施設 （附帯設備等を含む。）の 使用許可及び 許可の取消し			○			
	7 公有財産の 所管換及び所 属換の決定		○			総務部長 財政課長	
	8 普通財産の 貸付け			○		財政課長	重要な 案件は 部長専 決
	9 指定管理者 制度の導入決 定等						
	（１）指定管 理者制度の 導入・更新 の決定		○			財政課長	
	（２）指定管 理者候補の 募集要項・ 仕様書・選 定基準等の 作成		○			財政課長	
	（３）指定管 理者候補の 選定	○				財政課長	
	（４）指定管 理者候補と の仮協定の		○			財政課長	

	締結						
	(5) 指定管理者の指定		○			財政課長	
	(6) 指定管理者の指定の取消し	○				財政課長	
	(7) 業務報告の聴取、 実地調査等			○			
	10 不用品の処分	1,000 万 円 以内	800 万 円 未 満	300 万 円 未 満			
	11 物品の貸付け又は借受け			○			重 要 な 案 件 は 部 長 専 決
	12 基金の管理						
	(1) 積立て及び処分の決定			○		財政課長	
	(2) 繰替運用の決定		○			財政課長	
	(3) 管理方法の決定及び運用益金の処理		○			財政課長	

」を「

(11) 所掌事務に係	1 公有財産の取得又は売払	1,000 万 円	800 万 円 未	300 万		財政課長	
-------------	---------------	--------------	--------------	----------	--	------	--

る財産の取得、管理及び処分に関すること。	いの決定	以内	満	円未満			
	2 財産の無償による取得及び借受けの決定		○			財政課長	
	3 登記の嘱託の決定			○			
	4 行政財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）			○		財政課長	重要な案件は部長専決
	5 行政財産の用途廃止及び用途変更の決定	○				総務部長 財政課長	
	6 公の施設（附帯設備等を含む。）の使用許可及び許可の取消し			○			
	7 公有財産の所管換及び所属換の決定		○			総務部長 財政課長	
	8 普通財産の有償貸付け			○		財政課長	重要な案件は部長専決
	9 普通財産の無償貸付け又は減額貸付け						

	(1) 長浜市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成18年2月13日条例第55号）第4条第1号に該当するもの			○		財政課長	
	(2) 長浜市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第1号に該当するもので重要なもの		○			財政課長	
	(3)(1)及び(2)以外のもの	○				財政課長	
	10 普通財産の譲与又は減額譲渡						
	(1) 長浜市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第4号に該当するもの		○			財政課長	
	(2)(1)以外のもの	○				財政課長	
	11 指定管理者制度の導入決						

	定等						
	(1) 指定管理者制度の導入・更新の決定		○			財政課長	
	(2) 指定管理者候補の募集要項・仕様書・選定基準等の作成		○			財政課長	
	(3) 指定管理者候補の選定	○				財政課長	
	(4) 指定管理者候補との仮協定の締結		○			財政課長	
	(5) 指定管理者の指定		○			財政課長	
	(6) 指定管理者の指定の取消し	○				財政課長	
	(7) 業務報告の聴取、 実地調査等			○			
	12 不用品の処分	1,000 万 円 以内	800 万 円 未 満	300 万 円 未 満			
	13 物品の貸付			○			重 要 な

	け又は借受け						案件は 部長専決
	14 基金の管理						
	(1) 積立て 及び処分の 決定			○		財政課長	
	(2) 繰替運 用の決定		○			財政課長	
	(3) 管理方 法の決定及 び運用益金 の処理		○			財政課長	
	15 公共施設等 総合管理計画に 基づく個別施設 計画の策定	○				財政課長	
	16 ネーミング ライツの導入決 定等		○			財政課長	
	17 入札参加者 及び随意契約の 相手方の決定 (予定価格及び 最低制限価格の 決定を含む。) 並びに契約の締 結	○				財政課長	

」に、「

(16) 所掌 事務に係 る契約に 関するこ	1 建設工事、 業務委託及び 物品調達（修 繕）の施行伺	別表第1(2)支出負担行為伺及び決議の 表による。	
---------------------------------	---------------------------------------	------------------------------	--

と。	2 建設工事の入札						
	(1) 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			○			予定価格130万円以下で、所管課に入札する場合に限る。
	(2) 入札執行の決定			○			予定価格130万円以下で、所管課に入札する場合に限る。
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			
	(4) 予定価格等の決定		○				予定価格130万円以下で、所管課に入札する場合に限る。

	(5) 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定			○			予定価格130万円以下のものに限る。
	3 測量及び建設工事に関連する調査設計等業務委託の入札						
	(1) 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			○			予定価格50万円以下で、所管課に入札する場合に限る。
	(2) 入札執行の決定			○			予定価格50万円以下で、所管課に入札する場合に限る。
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			

	(4) 予定価格等の決定		○				予定価格50万円以下所で、課税入札する場合に限る。
	(5) 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定			○			予定価格50万円以下のに限る。
	4 業務委託の入札						
	(1) 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			○			予定価格300万円未満のに限る。
	(2) 入札執行の決定			○			
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			
	(4) 予定価格等の決定		○				
	(5) 随意契			○			予定価

	約の方式の 決定、相手 方の選択又 は相手方の 決定						格300万 円未満の ものに 限る。
	5 物品調達 (修繕)の入 札						
	(1) 一般競 争入札の参 加資格の設 定又は指名 競争入札の 参加者の選 択			○			予 定 価 格300万 円以下で、所 管課にて入札 執行する場 合に限る。
	(2) 入札執 行の決定			○			予 定 価 格1,000 万円以下で、 所管課にて入 札執行する場 合に限る。
	(3) 一般競 争入札の参 加申請者の 資格確認			○			
	(4) 予定価 格等の決定		○				予 定 価 格が 1,000万

							円以下所で、課に入札する場合に限る。
	(5) 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定			○			予定価格300万円未満のものに限る。
	6 建設工事、業務委託及び物品調達（修繕）の契約締結	別表第1(2)支出負担行為何及び決議の表による。					

」を「

(16) 所掌事務に係る契約に関すること。	1 建設工事、業務委託及び物品調達（修繕）の施行何	別表第1(2)支出負担行為何及び決議の表による。					
	2 建設工事の入札						
	(1) 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			○			予定価格200万円以下で、所に入札する場合に限る。

							る。
	(2) 入札執行の決定			○			予 定 価 格 200 万 円 以 下 で、所 管 課 に 入 札 執 行 場 合 に 限 る。
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			
	(4) 予定価格等の決定		○				予 定 価 格 200 万 円 以 下 で、所 管 課 に 入 札 執 行 場 合 に 限 る。
	(5) 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定			○			予 定 価 格 200 万 円 以 下 の も の に 限 る。
	3 測量及び建設工事に関連する調査設計等業務委託の						

	入札						
	(1) 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			○			予定価格100万円以下所で、管課に入札する場合に限る。
	(2) 入札執行の決定			○			予定価格100万円以下所で、管課に入札する場合に限る。
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			
	(4) 予定価格等の決定		○				予定価格100万円以下所で、管課に入札する場合に限る。

	(5) 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定			○			予定価格100万円以下のものに限る。
	4 業務委託の入札						
	(1) 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			○			予定価格300万円未満のものに限る。
	(2) 入札執行の決定			○			
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			
	(4) 予定価格等の決定		○				
	(5) 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定			○			予定価格300万円未満のものに限る。
	5 物品調達(修繕)の入札						
	(1) 一般競争入札			○			予定価格

	争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択						格300万円以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。
	(2) 入札執行の決定			○			予定価格1,000万円以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。
	(3) 一般競争入札の参加申請者の資格確認			○			
	(4) 予定価格等の決定		○				予定価格が1,000万円以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。
	(5) 随意契約の方式の			○			予定価格300万

	決定、相手方の選択又は相手方の決定						円未満のものに限る。
	6 建設工事、業務委託及び物品調達（修繕）の契約締結	別表第1（2）支出負担行為何及び決議の表による。					

」に改め、同表中「

12 委託料	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満	デジタル行政推進課長（注4） 1件100万円以上 財政課長（ただし、医療審査等は除く。） 1件800万円以上 総務部長	工事を伴う委託にあつては 伺：所管課 決議：契約管理課 注2 注3
--------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---	---

」を「

12 委託料	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満	デジタル行政推進課長（注4） 1件100万円以上 財政課長（ただし、医療審査等は除く。） 1件800万円以上 総務部長	工事を伴う委託にあつては 伺：所管課 決議：契約管理課（ただし、100万円以下は所管課） 注2 注3
--------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---	--

」に、「

14	伺	5,000	5,000		2,000	300万	デジタル行政	伺：所管
----	---	-------	-------	--	-------	------	--------	------

工事 請負費		万 円 以上	万 円 未満		万 円 未満	円 未 満	推進課長（注 4） 1 件130万円以 上 財政課長 1 件2,000万円 以上 総務部 長	課 決 議：契 約管理課 注 2 注 3
	決議	5,000 万 円 以上	5,000 万 円 未満		2,000 万 円 未満			
15 原材料費					300 万 円 以 上	300 万 円 未 満	1 件80万円以 上 財政課長	
16 公有財産 購入費		2,000 万 円 以上	2,000 万 円 未満	1,000 万 円 以下	800 万 円 未 満	300 万 円 未 満	1 件80万円以 上 財政課長 1 件800万円以 上 総務部長	注 2

」を「

14 工事 請負費	伺	5,000 万 円 以上	5,000 万 円 未満		2,000 万 円 未満	300 万 円 未 満	デジタル行政 推進課長（注 4） 1 件200万円以 上 財政課長 1 件2,000万円 以上 総務部 長	伺：所管 課 決 議：契 約管理課 （た だ し、200万 円 以下は 所管課） 注 2 注 3
	決議	5,000 万 円 以上	5,000 万 円 未満		2,000 万 円 未満			
15 原材料費					300 万 円 以 上	300 万 円 未 満	1 件100万円以 上 財政課長	
16 公有財産 購入費		2,000 万 円 以上	2,000 万 円 未満	1,000 万 円 以下	800 万 円 未 満	300 万 円 未 満	1 件100万円以 上 財政課長 1 件800万円以 上 総務部長	注 2

」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正

新旧対照表

新								旧							
別表第 1（第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 関係）								別表第 1（第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 関係）							
事務分 掌	項目	決裁者				合議 先	備考	事務分 掌	項目	決裁者				合議 先	備考
		教 育 長	教 育 部 長	課 長	係 長					教 育 長	教 育 部 長	課 長	係 長		
(略)								(略)							
(10) 所掌事務に係る使用料の免及び滞納整理にすること。	1 減免、納期限の変更、徴収、猶予、徴収停止及び還付の決定							(10) 所掌事務に係る使用料の免及び滞納整理にすること。	1 減免、納期限の変更、徴収、猶予、徴収停止及び還付の決定						
	(1) 法令、条例、規則、要綱に定められていないもの			○		財 政 課長			(1) 法令、条例、規則、要綱に定められていないもの			○		財 政 課長	
	(2) 法令、条例、規則、要綱			○					(2) 法令、条例、規則、要綱			○			

新							旧						
	等に明 されて いるもの							等に明 されて いるもの					
	2 督促 状の発行			○				2 督促 状の発行			○		
	3 滞納 処分の 決定		○					3 滞納 処分の 決定		○			
	4 過誤 納金の 充 当 (相殺 を含む。) の決定			○				4 過誤 納金の 充 当 (相殺 を含む。) の決定			○		
	5 不納 欠損処 分の決 定	○				総 務 部長 財 政 課長		5 不納 欠損処 分の決 定	○				総 務 部長 財 政 課長
(11) 掌 務係財 の取得、 管 理 及 処 分 関 する事 に 関 する事	1 公有 財産の 取得又 は売却 の決定	1, 00 0 万 円以 内	80 0 万 円未 満	30 0 万 円未 満		財 政 課長	(11) 掌 務係財 の取得、 管 理 及 処 分 関 する事 に 関 する事	1 公有 財産の 取得又 は売却 の決定	1, 00 0 万 円以 内	80 0 万 円未 満	30 0 万 円未 満		財 政 課長
	2 財産 の無償 による 取得及 借受け の決定		○			財 政 課長		2 財産 の無償 による 取得及 借受け の決定		○			財 政 課長
	3 登記 の嘱託 の決定			○				3 登記 の嘱託 の決定			○		

新							旧						
	4 行政財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）			○		財政課長 重要な案件は部長専決		4 行政財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）			○		財政課長 重要な案件は部長専決
	5 行政財産の用途廃止及び用途変更の決定	○				総務部長 財政課長		5 行政財産の用途廃止及び用途変更の決定	○				総務部長 財政課長
	6 公の施設（附帯設備等を含む。）の使用許可及び許可の取消し			○				6 公の施設（附帯設備等を含む。）の使用許可及び許可の取消し			○		
	7 公有財産の所管換及び所属換の決定		○			総務部長 財政課長		7 公有財産の所管換及び所属換の決定		○			総務部長 財政課長
	8 普通財産の 有償貸付け			○		財政課長 重要な案件は部長専決		8 普通財産の 貸付け			○		財政課長 重要な案件は部長専決
	9 普通財産の 無償貸付け又は減額												

新							旧						
	貸付け												
	(1)長浜市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成18年2月13日条例第55号）第4条第1号に該当するもの			○		財 政 課長							
	(2)長浜市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第1号に該当するもので重要なもの		○			財 政 課長							
	(3)(1)及び(2)以外のもの	○				財 政 課長							
	10 普通財産の譲与又は減額												

新							旧						
	譲渡												
	(1)長浜市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第4号に該当するもの		○			財 政 課長							
	(2)(1)以外のもの	○				財 政 課長							
	11 指定管理者制度の導入決定等						9 指定管理者制度の導入決定等						
	(1) 指定管理者制度導入・更新決定		○			財 政 課長	(1) 指定管理者制度導入更新決定		○			財 政 課長	
	(2) 指定管理者補募要項・様式・選		○			財 政 課長	(2) 指定管理者補募要項・様式・選		○			財 政 課長	

新								旧							
	基 準 等 の 作 成								基 準 等 の 作 成						
	(3) 指 定 管 理 者 候 補 の 選 定	○				財 政 課 長			(3) 指 定 管 理 者 候 補 の 選 定	○				財 政 課 長	
	(4) 指 定 管 理 者 候 と 仮 定 の 締 結		○			財 政 課 長			(4) 指 定 管 理 者 候 と 仮 定 の 締 結		○			財 政 課 長	
	(5) 指 定 管 理 者 の 指 定		○			財 政 課 長			(5) 指 定 管 理 者 の 指 定		○			財 政 課 長	
	(6) 指 定 管 理 者 の 指 定 の 取 消 し	○				財 政 課 長			(6) 指 定 管 理 者 の 指 定 の 取 消 し	○				財 政 課 長	
	(7) 業 務 報 告 聴 の 取、実 地 調 査 等			○					(7) 業 務 報 告 聴 の 取、実 地 調 査 等			○			
	12 不 用 品 の 処 分	1, 00 0 万	80 0 万 円	30 0 万 円					10 不 用 品 の 処 分	1, 00 0 万	80 0 万 円	30 0 万 円			

新							旧						
		円 以 内	未 満	未 満					円 以 内	未 満	未 満		
13	物品 の貸付 け又は 借受け			○		重要な 案件は 部長専 決	11	物品 の貸付 け又は 借受け			○		重要な 案件は 部長専 決
14	基金 の管理						12	基金 の管理					
(1)	積立 て及び 処分の 決定			○	財 政 課長		(1)	積立 て及び 処分の 決定			○	財 政 課長	
(2)	繰替 用の決 定		○		財 政 課長		(2)	繰替 用の決 定		○		財 政 課長	
(3)	管理 方法の 決定及 び運用 益金の 処理		○		財 政 課長		(3)	管理 方法の 決定及 び運用 益金の 処理		○		財 政 課長	
15	公共 施設等 総合管 理計画 に基づく 個別施 設計画 の策定	○			財 政 課長								
16	ネー ミング ライツ の導入 決定等		○		財 政 課長								

新							旧						
	17 入札参加者及び随意契約の相手方の決定（予定価格及び最低制限価格の決定を含む。）並びに契約の締結	○				財 政 課長							
(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の職務に関すること。	1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位（課長以上とする。）の職務権限の変更についての意見具申	○					(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の職務に関すること。	1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位（課長以上とする。）の職務権限の変更についての意見具申	○				
	2 所掌事務に係る専決権の分与							2 所掌事務に係る専決権の分与					
	(1) 教育部長の専決事項	○				人 事 課長		(1) 教育部長の専決事項	○				人 事 課長
	(2) 課長の専	○				人 事 課長		(2) 課長の専	○				人 事 課長

新							旧							
	決 事 項							決 事 項						
	3 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認		○			総務部長（長決場はく。）人事課長	重要な案件は教育長決裁	3 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認		○			総務部長（長決場はく。）人事課長	重要な案件は教育長決裁
	4 職務に専念する義務の免除の承認							4 職務に専念する義務の免除の承認						
	(1) 教 育 部長	○						(1) 教 育 部長	○					
	(2) 次長		○					(2) 次長		○				
	(3) 課長		○				次長が配置されている場合は次長	(3) 課長		○				次長が配置されている場合は次長
	(4) 参 事 及 び 課 長 代 理 以 下 の 職 員			○				(4) 参 事 及 び 課 長 代 理 以 下 の 職 員			○			

新							旧						
	5 所属 職員の 職場研 修計画 の決定 及び実 施			○				5 所属 職員の 職場研 修計画 の決定 及び実 施			○		
	6 派遣 研修 (人事 課所管 の派遣 研修を 除く。)							6 派遣 研修 (人事 課所管 の派遣 研修を 除く。)					
	(1) 教 育 部長	○						(1) 教 育 部長	○				
	(2) 次長		○					(2) 次長		○			
	(3) 課長		○			次長が 配置さ れている 場合は 次長		(3) 課長		○			次長が配 置されて いる場合 は次長
	(4) 参 事 及び 課 長 代 理 以 下 の 職 員			○				(4) 参 事 及び 課 長 代 理 以 下 の 職 員			○		
	7 資格 取得に 係る講 習等へ の参加 の決定 (対象			○				7 資格 取得に 係る講 習等へ の参加 の決定 (対象			○		

新								旧							
	となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）							となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）							
	8 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○						8 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○						
	9 身分証等の交付の決定			○			軽易な案件は係長専決	9 身分証等の交付の決定			○				軽易な案件は係長専決
	10 年次有給休暇の承認							10 年次有給休暇の承認							
	(1) 教育部長	○						(1) 教育部長	○						
	(2) 次長		○					(2) 次長		○					
	(3) 課長			○			次長が配置されている場合は次長	(3) 課長			○				次長が配置されている場合は次長

新							旧						
	(4) 参 事 及 び 課 長 代 理 以 下 の 職 員			○				(4) 参 事 及 び 課 長 代 理 以 下 の 職 員			○		
	11 所属 職員の 時間外 勤務及 び休日 勤務の 命令			○				11 所属 職員の 時間外 勤務及 び休日 勤務の 命令			○		
	12 所属 職員の 勤務時 間及び 休憩時 間の割 振り		○			人 事 課長		12 所属 職員の 勤務時 間及び 休憩時 間の割 振り		○			人 事 課長
	13 出張 の命令 及び依 頼並び にその 復命の 受理							13 出張 の命令 及び依 頼並び にその 復命の 受理					
	(1) 教 育 部 長	○						(1) 教 育 部 長	○				
	(2) 次 長		○					(2) 次 長		○			
	(3) 課 長		○			次長が 配置さ れている 場合は 次長		(3) 課 長		○			次長が 配置さ れている 場合は 次長

新								旧							
	(4) 事 参 及 及 課 課 代 代 以 以 の 下 職 職 員 員			○					(4) 事 参 及 及 課 課 代 代 以 以 の 下 職 職 員 員			○			
(略)								(略)							
(15) 所 掌 事 務 に 係 る 公 印 の 管 理 に 関 す 事 と。	公印の使 用（印影 を 含 む。）の 承認			○				(15) 所 掌 事 務 に 係 る 公 印 の 管 理 に 関 す 事 と。	公印の使 用（印影 を 含 む。）の 承認			○			
(16) 所 掌 事 務 に 係 る 契 約 に 関 す 事 と。	1 建設 工事、 業務委 託及び 物品調 達（修 繕）の 施行伺	別表第1（2）支出負担行為 伺及び決議の表による。						(16) 所 掌 事 務 に 係 る 契 約 に 関 す 事 と。	1 建設 工事、 業務委 託及び 物品調 達（修 繕）の 施行伺	別表第1（2）支出負担行為 伺及び決議の表による。					
	2 建設 工事の 入札								2 建設 工事の 入札						
	(1) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 の 定 名 指 争 入 札			○			予定価 格 200 万円以 下で、 所管課 にて入 札執行 する場 合に限 る。		(1) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 の 定 名 指 争 入 札			○			予定価 格 <u>130</u> 万円以 下で、 所管課 にて入 札執行 する場

新							旧						
	の 参 加 者 の 選 択							の 参 加 者 の 選 択					合に 限る。
	(2) 入 札 執 行 の 決 定					予定価 格 <u>200</u> 万円以下で、 所管課 にて入 札執行 する場合 に限る。		(2) 入 札 執 行 の 決 定					予 定 価 格 <u>130</u> 万円以下で、 所 管 課 に て入 札 執 行 す る 場 合 に 限る。
	(3) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 申 請 の 資 格 確 認							(3) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 申 請 の 資 格 確 認					
	(4) 予 定 価 格 等 の 決 定					予定価 格 <u>200</u> 万円以下で、 所管課 にて入 札執行 する場合 に限る。		(4) 予 定 価 格 等 の 決 定					予 定 価 格 <u>130</u> 万円以下で、 所 管 課 に て入 札 執 行 す る 場 合 に 限る。

新							旧						
	(5) 随 意 契 約 方 式 決 定、 相 方 選 又 相 方 決 定			○		予 定 価 格 <u>200 万円</u> 以 下 の も の に 限 る。		(5) 随 意 契 約 方 式 決 定、 相 方 選 又 相 方 決 定			○		予 定 価 格 <u>130 万円</u> 以 下 の も の に 限 る。
	3 測 量 及 び 建 設 工 事 に 関 連 す る 調 査 設 計 等 業 務 委 託 の 入 札							3 測 量 及 び 建 設 工 事 に 関 連 す る 調 査 設 計 等 業 務 委 託 の 入 札					
	(1) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 の 定 又 は 名 争 入 札 の 参 者 選 択			○		予 定 価 格 <u>100 万円</u> 以 下 で、 所 管 課 に て 入 札 執 行 す る 場 合 に 限 る。		(1) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 の 定 又 は 名 争 入 札 の 参 者 選 択			○		予 定 価 格 <u>50 万円</u> 以 下 で、 所 管 課 に て 入 札 執 行 す る 場 合 に 限 る。
	(2) 入 札 執 行 決 定			○		予 定 価 格 <u>100 万円</u> 以 下 で、 所 管 課 に て 入		(2) 入 札 執 行 決 定			○		予 定 価 格 <u>50 万円</u> 以 下 で、

新								旧							
							札執行する場合に限る。								所管にて入札執行する場合に限る。
	(3) 一般競争札参入の加請の格確認					○			(3) 一般競争札参入の加請の格確認					○	
	(4) 予定価格等の決定					○	予定価格 100万円 以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。		(4) 予定価格等の決定					○	予定価格 <u>50万円</u> 以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。
	(5) 随契約方式の決定、相手の選択又は					○	予定価格 100万円 以下のものに限る。		(5) 随契約方式の決定相手の選択又は					○	予定価格 <u>50万円</u> 以下のものに限る。

新							旧						
	相 手 方 の 決 定							相 手 方 の 決 定					
	4 業 務 委 託 の 入 札							4 業 務 委 託 の 入 札					
	(1) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 の 定 又 は 名 争 札 参 者 加 の 選 択			○		予 定 価 格 300 万 円 未 満 の も の に 限 る。		(1) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 資 格 の 定 又 は 名 争 札 参 者 加 の 選 択			○		予 定 価 格 300 万 円 未 満 の も の に 限 る。
	(2) 入 札 執 行 の 決 定			○				(2) 入 札 執 行 の 決 定			○		
	(3) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 申 請 の 資 格 確 認			○				(3) 一 般 競 争 入 札 の 参 加 申 請 の 資 格 確 認			○		
	(4) 予 定 価 格 等 の 決 定		○					(4) 予 定 価 格 等 の 決 定		○			

新							旧						
	(5) 随 意 契 約 方 の 式 決 定、相 方 選 又 は 相 方 の 決 定			○		予 定 価 格 300 万 円 未 満 の も の に 限 る。		(5) 随 意 契 約 方 の 式 決 定、相 方 選 又 は 相 方 の 決 定			○		予 定 価 格 300 万 円 未 満 の も の に 限 る。
	5 物 品 調 達 (繕) の 入 札							5 物 品 調 達 (繕) の 入 札					
	(1) 一 般 競 争 入 札 参 資 の 定 加 格 設 又 は 指 競 入 札 参 加 者 選 加 の 決 定			○		予 定 価 格 300 万 円 以 下 で、所 管 課 に て 入 札 執 行 す る 場 合 に 限 る。		(1) 一 般 競 争 入 札 参 資 の 定 加 格 設 又 は 指 競 入 札 参 加 者 選 加 の 決 定			○		予 定 価 格 300 万 円 以 下 で、所 管 課 に て 入 札 執 行 す る 場 合 に 限 る。
	(2) 入 札 執 行 の 決 定			○		予 定 価 格 1,000 万 円 以 下 で、所 管 課 に て 入 札 執 行 す る 場 合 に 限 る。		(2) 入 札 執 行 の 決 定			○		予 定 価 格 1,000 万 円 以 下 で、所 管 課 に て 入

新							旧						
						る。							札執行する場合に限る。
	(3) 一般競争札参加者の資格確認			○				(3) 一般競争札参加者の資格確認			○		
	(4) 予定価格等の決定			○		予定価格が1,000万円以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。		(4) 予定価格等の決定			○		予定価格が1,000万円以下で、所管課にて入札執行する場合に限る。
	(5) 随契約方式の決定、相手の選択は相手			○		予定価格300万円未満のものに限る。		(5) 随契約方式の決定、相手の選択は相手			○		予定価格300万円未満のものに限る。

新							旧						
	方 の 決 定							方 の 決 定					
	6 建設 工事、 業務委託及び 物品調達（修繕）の 契約締結	別表第1(2)支出負担行為 伺及び決議の表による。						6 建設 工事、 業務委託及び 物品調達（修繕）の 契約締結	別表第1(2)支出負担行為 伺及び決議の表による。				
(17) 所掌 事務に係る 危機管理に 関すること。	1 事務局 における危機 対応の決定		○					1 事務局 における危機 対応の決定		○			
	2 課及び 室における 危機対応の 決定			○				2 課及び 室における 危機対応の 決定			○		
	3 部局 における内部 統制の総括		○				リスク マネジメント に係る事務は、別 表第1の(3)次長の 事務における職務 権限の表による。	3 部局 における内部 統制の総括		○			リスク マネジメントに 係る事務は、別表 第1の(3)次長の 事務における職務 権限の表による。

新								旧							
	4 課及び室における内部統制の推進				○				4 課及び室における内部統制の推進				○		
(略)								(略)							
科目	決裁者						備考	科目	決裁者						備考
	市長	副市長	教育長	教育部長	課長	合議先			市長	副市長	教育長	教育部長	課長	合議先	
(略)								(略)							
11 役務費					○	デジタル行政推進課長（注4） 1 件 100 万円以上の手数料（医療扶助を除く。） 財政課長		11 役務費					○	デジタル行政推進課長（注4） 1 件 100 万円以上の手数料（医療扶助を除く。） 財政課長	
12 委託料	2,000 万円以上	2,000 万円未満	1,000 万円以下	800 万円未満	300 万円未満	デジタル行政推進課長（注4） 1 件 100 万円以上 財政課長（ただし、医療審査等は除く。） 1 件 800 万円以上 総務部長	工事を伴う委託については 伺所課決議契管理 （ただし、100 万	12 委託料	2,000 万円以上	2,000 万円未満	1,000 万円以下	800 万円未満	300 万円未満	デジタル行政推進課長（注4） 1 件 100 万円以上 財政課長（ただし、医療審査等は除く。） 1 件 800 万円以上 総務部長	工事を伴う委託については 伺所課決議契管理 注2 注3

新								旧													
							円 以 下 是 所 管 課) 注2 注3														
13	使用 料及び 賃借料				300 万 円 以 上	300 万 円 未 満	デジタル 行政推進 課長（注 4） 1 件 100 万円以上 財政課長 （た だ し、土地 借上料は 全額財政 課 長 合 議）		13	使用 料及び 賃借料				300 万 円 以 上	300 万 円 未 満	デジタル 行政推進 課長（注 4） 1 件 100 万円以上 財政課長 （た だ し、土地 借上料は 全額財政 課 長 合 議）					
14	工事請 負費	伺	5,0 00 万 円 以 上	5,0 00 万 円 未 満		2,0 00 万 円 未 満	300 万 円 未 満	デジタル 行政推進 課長（注 4） 1 件 200 万円以上 財政課長 1 件 2,000 万 円 以 上 総務部長	伺 所 課 決 議 契 管 理 課 （た だし、 200 万 円 以 上 以 は 管 所 課) 注2 注3	： 管 ： 約 理	14	工事請 負費	伺	5,0 00 万 円 以 上	5,0 00 万 円 未 満		2,0 00 万 円 未 満	300 万 円 未 満	デジタル 行政推進 課長（注 4） 1 件 130 万円以上 財政課長 1 件 2,000 万 円 以 上 総務部長	伺 所 課 決 議 契 管 理 課 注2 注3	： 管 ： 約 理
15	原材 料費					300 万 円 以 上	300 万 円 未 満	1 件 100 万円以上 財政課長			15	原材 料費					300 万 円 以 上	300 万 円 未 満	1 件80万 円 以 上 財政課長		

新									旧								
16 公有財産購入費		2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満	1 件 100万円以上 財政課長 1 件 800万円以上 総務部長	注2	16 公有財産購入費		2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満	1 件80万円 以上 財政課長 1 件 800万円以上 総務部長	注2
17	伺	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満	デジタル行政推進課長（注4） 1 件 100万円以上 財政課長 1 件 800万円以上 総務部長	伺：管 所課決議契管課（ただし、1,000円以下所 注2 注3	17	伺	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満	デジタル行政推進課長（注4） 1 件 100万円以上 財政課長 1 件 800万円以上 総務部長	伺：管 所課決議契管課（ただし、1,000円以下所 注2 注3
	備品購入費 決議	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満				2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以下	800万円未満	300万円未満			
(略)									(略)								

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 2 項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 23 年長浜市教育委員会規則第 2 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり学校運営協議会委員を任命することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

学校運営協議会委員の任命（案） 別紙のとおり

委員の任期は、令和 7 年 4 月 23 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

令和7年度 学校運営協議会委員名簿 一覧表 (No.1)

令和7年4月23日～令和8年3月31日

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
1	長浜市立西中学校	9	地域住民	杉本 義明	
	長浜市立西中学校		地域住民	鈴木 厚志	
	長浜市立西中学校		地域住民	下司 貴之	
	長浜市立西中学校		地域住民	西村 俊一	
	長浜市立西中学校		地域住民	池田 明夫	
	長浜市立西中学校		保護者	鈴木 一平	○
	長浜市立西中学校		地域住民	田中 猛士	
	長浜市立西中学校		地域住民	森 まゆみ	
2	長浜市立北中学校	9	保護者	大間 久美子	○
	長浜市立北中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	徳田 清孝	
	長浜市立北中学校		地域住民	藪内 久美子	
	長浜市立北中学校		地域住民	川北 克彦	
	長浜市立北中学校		地域住民	林 章浩	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣部 重嗣	
	長浜市立北中学校		地域住民	蒲生 純子	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣田 由美	
3	長浜市立東中学校	8	地域住民	浅山 禎信	
	長浜市立東中学校		保護者	吉田 誠	○
	長浜市立東中学校		地域住民	伏木 利行	○
	長浜市立東中学校		保護者	森野 俊也	
	長浜市立東中学校		保護者	勅使河原 剛	○
	長浜市立東中学校		地域住民	加納 美鈴	
	長浜市立東中学校		地域住民	岩崎 俊男	
	長浜市立東中学校		地域住民	森 久子	
4	長浜市立南中学校	7	保護者	佐分利 功一	○
	長浜市立南中学校		保護者	小足 寛子	○
	長浜市立南中学校		地域住民	池野 則男	
	長浜市立南中学校		地域住民	山岡 陽子	
	長浜市立南中学校		地域住民	柴田 善成	
	長浜市立南中学校		地域住民	保崎 尚栄	
	長浜市立南中学校		地域住民	高津 融男	
	長浜市立南中学校		地域住民	佐藤 明子	
5	長浜市立南中学校	8	保護者	田附 宗一	○
	長浜市立浅井中学校		地域住民	北田 圭一	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	山田 清仁	
	長浜市立浅井中学校		保護者	西橋 志奈子	○
	長浜市立浅井中学校		地域住民	堤 ひとみ	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	清水 和美	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	富士野 秀峰	
	長浜市立浅井中学校		保護者	木下 和彦	
6	長浜市立浅井中学校	8	地域住民	川添 義夫	○
	長浜市立びわ中学校		地域住民	杉中 美智男	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	川瀬 利弥	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	馬淵 泰	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	中川 嘉隆	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	川邊 嘉隆	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	川崎 睦	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	村田 香奈	○
7	長浜市立湖北中学校	8	保護者	金山 文博	○
	長浜市立湖北中学校		地域住民	中島 紳一	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	北村 正人	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	馬場 善信	○
	長浜市立湖北中学校		地域住民	植田 潤	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	西嶋 成子	
	長浜市立湖北中学校		保護者	伊吹 明子	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	遠藤 健	
8	長浜市立高月中学校	8	保護者	脇坂 亮	
	長浜市立高月中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	野村 幸弘	
	長浜市立高月中学校		保護者	小野 江身子	
	長浜市立高月中学校		保護者	中谷 正弘	
	長浜市立高月中学校		地域住民	阿閉 喜成	○
	長浜市立高月中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	水上 定芳	
	長浜市立高月中学校		保護者	小森 義道	○
	長浜市立高月中学校		地域住民	吉原 章子	○
9	長浜市立高月中学校	7	保護者	町本 高章	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	木口 峰明	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	早川 紀久子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	岩根 健治	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	原 智子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	武田 真紀子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	竹本 信一	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	白髭 昭子	
10	長浜市立西浅井中学校	8	保護者	田中 将義	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	田中 将義	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	杉林 潤一郎	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	石田 剛寛	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	中原 善幸	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	雨森 茂昭	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	矢橋 禎祝	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	大谷 耕平	○
	長浜市立西浅井中学校		保護者	寺下 光枝	○

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
1	長浜市立長浜小学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	竹花 佑介	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	佐藤 泉	
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	尾崎 崇治	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	杉本 義明	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	鈴木 厚志	
	長浜市立長浜小学校		保護者	大橋 正英	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	大音 貴司	
	長浜市立長浜小学校		保護者	國友 建治	
2	長浜市立長浜小学校	10	保護者	弓削 真有子	○
	長浜市立長浜小学校		地域住民	高木 啓至	○
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	渡邊 富三郎	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	山田 篤徳	○
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	川瀬 智隆	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	吉井 大祐	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	大塚 誠嚴	
	長浜市立長浜北小学校		保護者	中原 幸嗣	
3	長浜市立長浜北小学校	9	保護者	藤田 浩二	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	藤田 広美	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	渡辺 博己	
	長浜市立長浜北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	若森 裕子	○
	長浜市立神照小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	橘 憲照	
	長浜市立神照小学校		保護者	中村 明博	
	長浜市立神照小学校		地域住民	川島 典子	
	長浜市立神照小学校		地域住民	土田 喜嗣	
4	長浜市立神照小学校	8	地域住民	川村 伊都子	
	長浜市立神照小学校		地域住民	飯田 善則	
	長浜市立神照小学校		地域住民	大谷 隆	
	長浜市立神照小学校		保護者	鷲見 洋一	○
	長浜市立神照小学校		保護者	寺嶋 梨沙	○
	長浜市立神照小学校		保護者	西村 小有里	○
	長浜市立南郷里小学校		保護者	天野 敦彦	
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	中井 傳一	
5	長浜市立南郷里小学校	6	対象学校の運営に資する活動を行う者	川崎 景一	
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	小川 佐智江	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	田附 宗一	
	長浜市立南郷里小学校		保護者	前田 鉄也	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	杉山 茂樹	
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	小川 恵子	○
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	林 貞雄	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	曾我 景年	
6	長浜市立北郷里小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	田中 盛雄	○
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	川崎 聖	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中島 恵子	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	森 久子	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	中川 隆子	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	芳井 悦雄	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	梅本 佳子	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	清水 宏昭	
7	長浜市立長浜南小学校	6	地域住民	常木 聡	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	谷田 一代	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	堀内 久和	
	長浜市立長浜南小学校		保護者	丸本 聡美	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	木原 邦彦	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	近藤 八栄子	
	長浜市立湯田小学校		保護者	杉本 芳枝	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	近藤 百合子	
8	長浜市立湯田小学校	10	地域住民	清水 良祐	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	江菅 裕子	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中嶋 利明	
	長浜市立田根小学校		地域住民	岩崎 賢	
	長浜市立田根小学校		地域住民	矢守 昭男	
	長浜市立田根小学校		地域住民	中居 和平	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	三上 保彦	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	高田 美智男	
9	長浜市立田根小学校	10	地域住民	脇坂 美春	
	長浜市立田根小学校		地域住民	押谷 浩之	
	長浜市立田根小学校		地域住民	矢守 千恵子	
	長浜市立田根小学校		保護者	佐治 寛之	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	松井 善和	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	青井 洋子	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	中村 保之	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	川口 治郎	
	長浜市立浅井小学校		保護者	清水 悠	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	奥長 泰彦	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山口 誠	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山田 正博	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山田 昌宏	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	西川 久代	

覧表 (No.2)

令和7年4月23日～令和8年3月31日

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
10	長浜市立びわ南小学校	9	対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 有紀	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	森川 裕子	
	長浜市立びわ南小学校		地域住民	川瀬 晃	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	室 博之	
	長浜市立びわ南小学校		保護者	塚田 美晴	
	長浜市立びわ南小学校		地域住民	西岡 孝	
	長浜市立びわ南小学校		保護者	前川 公美	○
	長浜市立びわ南小学校		保護者	雲出 寛幸	○
11	長浜市立びわ北小学校	10	地域住民	漣 夢大	○
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	柏本 辰雄	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	藤澤 俊之	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	杉中 美智男	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	藤本 永照	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	阿部 秀彦	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	竹内 和生	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	伊藤 かをり	
12	長浜市立小谷小学校	8	地域住民	森岡 政人	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	沓水 文太郎	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	中辻 弘子	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	富永 進也	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	柴山 靖子	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	小畑 とし子	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	丁野 真美	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	脇坂 聡	○
13	長浜市立小谷小学校	8	地域住民	木下 善彦	○
	長浜市立小谷小学校		保護者	荒木 裕一郎	○
	長浜市立小谷小学校		地域住民	脇坂 博之	
	長浜市立速水小学校		地域住民	伊藤 武夫	
	長浜市立速水小学校		地域住民	久保田 陽子	
	長浜市立速水小学校		地域住民	中村 智子	
	長浜市立速水小学校		地域住民	中澤 正和	
	長浜市立速水小学校		地域住民	松居 哉	
14	長浜市立朝日小学校	10	地域住民	是洞 知紀	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	具島 遣	
	長浜市立朝日小学校		保護者	中川 崇	○
	長浜市立朝日小学校		地域住民	竹本 直隆	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	山崎 歩	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	森 豊児	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	竹本 久隆	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	松田 幸夫	
15	長浜市立富永小学校	8	保護者	木元 耕平	
	長浜市立富永小学校		地域住民	石原 竜彦	
	長浜市立富永小学校		地域住民	古野 悦子	○
	長浜市立富永小学校		保護者	木村 英俊	
	長浜市立富永小学校		保護者	朝日 まり	○
	長浜市立富永小学校		地域住民	岡島 義孝	
	長浜市立富永小学校		地域住民	平井 利之	○
	長浜市立富永小学校		地域住民	吉田 朋子	
16	長浜市立高月小学校	8	保護者	井口 幸恵	
	長浜市立高月小学校		地域住民	宮崎 将利	
	長浜市立高月小学校		保護者	平井 敏孝	○
	長浜市立高月小学校		保護者	三田村 努	○
	長浜市立高月小学校		保護者	布施 留美子	○
	長浜市立高月小学校		地域住民	藤森 了堅	
	長浜市立高月小学校		地域住民	水谷 清一郎	
	長浜市立高月小学校		地域住民	中村 育美	
17	長浜市立古保利小学校	9	地域住民	松田 忠次郎	
	長浜市立古保利小学校		保護者	宮澤 宏希	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	藤井 廣司	○
	長浜市立古保利小学校		保護者	筑 嘉浩	○
	長浜市立古保利小学校		保護者	山岡 麻希	○
	長浜市立古保利小学校		地域住民	弓削 二三男	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	橘 登美子	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	弓削 京子	

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
18	長浜市立七郷小学校	8	地域住民	片山 源之	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	笠原 仁之	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	野瀬 謙治	
	長浜市立七郷小学校		保護者	野田 光晴	
	長浜市立七郷小学校		保護者	宮澤 恒輝	○
	長浜市立七郷小学校		保護者	友田 祥子	○
	長浜市立七郷小学校		地域住民	吉内 雅子	○
	長浜市立七郷小学校		地域住民	西田 信生	○
19	長浜市立高時小学校	9	地域住民	池田 金夫	
	長浜市立高時小学校		地域住民	大山 考一	
	長浜市立高時小学校		地域住民	熊井 時男	
	長浜市立高時小学校		地域住民	吉田 源市	
	長浜市立高時小学校		地域住民	奥村 宏明	
	長浜市立高時小学校		地域住民	山内 昌達	
	長浜市立高時小学校		地域住民	高橋 裕二	
	長浜市立高時小学校		保護者	久木 裕	○
20	長浜市立木之本小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	林 たづ子	○
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 信幸	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代	
	長浜市立木之本小学校		地域住民	橋本 保和	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	速水 美和	
	長浜市立木之本小学校		地域住民	三國 隆司	
	長浜市立木之本小学校		保護者	西村 豊弘	○
	長浜市立木之本小学校		地域住民	藤田 喜代隆	
21	長浜市立伊香具小学校	9	地域住民	奥野 義明	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	二宮 保	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	原 智子	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	佃 豊春	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	速水 明	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	谷口 高史	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	二宮 暢郎	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	川合 洋子	
22	長浜市立塩津小学校	8	地域住民	林 豊和	○
	長浜市立塩津小学校		保護者	佃 勇気	○
	長浜市立塩津小学校		地域住民	浅井 弥一郎	
	長浜市立塩津小学校		地域住民	大谷 景子	
	長浜市立塩津小学校		地域住民	平塚 久子	
	長浜市立塩津小学校		保護者	沢尾 昭治	
	長浜市立塩津小学校		地域住民	杉本 修	
	長浜市立塩津小学校		地域住民	西山 貢	
23	長浜市立永原小学校	9	地域住民	平塚 浩美	
	長浜市立永原小学校		地域住民	松井 茂樹	
	長浜市立永原小学校		地域住民	松井 茂樹	
	長浜市立永原小学校		保護者	栗原 忠行	
	長浜市立永原小学校		保護者	藤田 朱希	
	長浜市立永原小学校		地域住民	磯井 義人	
	長浜市立永原小学校		保護者	鍋島 直晶	
	長浜市立永原小学校		地域住民	赤坂 太司	
24	長浜市立虎姫学園	9	保護者	上田 祐佳	
	長浜市立虎姫学園		保護者	幸田 心くみ	
	長浜市立虎姫学園		保護者	葛城 慎也	○
	長浜市立虎姫学園		保護者	松井 雄三	○
	長浜市立虎姫学園		保護者	藤本 良美	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	河村 好子	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 治代	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	北辺 禎雄	
25	長浜市立余呉中学校	11	地域住民	角川 雅敏	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	川合 和子	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	饗場 理佳	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	尚永 浩明	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	吉田 道明	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	布施 智	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	城楽 直	
	長浜市立余呉中学校		地域住民	唐子 恵子	○

合計人数	299
新規人数	69

長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項並びに長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和 6 年 5 月 21 日教育委員会告示第 9 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり長浜市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

委嘱

学校名	氏名	着任歴
長浜市立北郷里小学校	曾我 景年	新規
長浜市立びわ南小学校	中川 有紀	新規
長浜市立びわ北小学校	伊藤 かをり	新規
長浜市立田根小学校	三上 保彦	継続
長浜市立湯田小学校	江菅 裕子	新規
長浜市立浅井中学校	西橋 志奈子	新規
長浜市立小谷小学校	柴山 靖子	新規
長浜市立高時小学校	林 たづ子	新規
長浜市立余呉小中学校	織田 しげみ	新規

任期は、令和 7 年 4 月 23 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

長浜市図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び長浜市立図書館条例（平成 18 年条例第 189 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり長浜市図書館協議会委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 23 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

委嘱又は任命

	区 分	氏 名	備 考	着任歴
委嘱	学校教育関係者	福永 かおる	中学校長会代表 高月中学校 校長	新規
任命		車戸 利恵	保・幼・認定こども園代表 わかば幼稚園 園長	新規

任期は令和 7 年 4 月 23 日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。

令和7年度長浜市図書館協議会委員(案)

教育委員関係者(2名)

(敬称略)

	区分	氏 名	性別	備 考	着任歴
1	学識経験者	やまもと あさかず 山本 昭和	男	椚山女学園大学教授	新規
2	学識経験者	こぎた あきお 小北 晶男	男	元米原市立図書館長	2期目
3	学識経験者	いのうえ まさる 井上 勝	男	滋賀文教短期大学附属図書館長	新規
4	社会教育関係者	ふじい みよし 藤居 みよし	女	社会教育委員	3期目
5	社会教育関係者	すずき しげよし 鈴木 茂喜	男	市社会福祉協議会地域福祉部長	新規
6	家庭教育関係者	もり はるみ 森 治美	女	読み聞かせボランティア まめっちょ代表	新規
7	家庭教育関係者	やまうち まき 山内 真紀	女	放課後児童クラブスタッフ	2期目
8	学校教育関係者 (今回上程)	ふくなが かおる 福永 かおる	女	中学校長会代表 高月中学校 校長	新規
9	学校教育関係者	かなざわ きよし 金澤 潔	男	小学校長会代表 古保利小学校 校長	新規
10	学校教育関係者 (今回上程)	くるまど りえ 車戸 利恵	女	保・幼・認定こども園代表 わかば幼稚園 園長	新規

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年）

※学校教育関係者の任期は、令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年）